

(仮称) 大高山風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 29 年 4 月

株式会社 石油輸送リース森山

目 次

	ページ
第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者 の見解	3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

(1) 公告の日

平成 29 年 3 月 1 日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・読売新聞 平成 29 年 3 月 1 日（水）付（朝刊：33 面）

② 自治体広報紙によるお知らせ（別紙 2 参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報あじがさわ 2017 年 3 月号（P11）（平成 29 年 2 月 23 日（木）発行）

③ インターネットによるお知らせ（別紙 3,4 参照）

平成 29 年 3 月 1 日（水）から、下記ウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・株式会社 石油輸送リース森山のウェブサイト（別紙 3 参照）

<http://www.moriyama-d.jp/publics/index/19>

また、自治体（青森県）のウェブサイトにも、方法書の手続状況が掲載されるとともに、弊社ウェブサイトへのリンクがなされた。

・青森県のウェブサイト（別紙 4 参照）

http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/asess_otakayama_windfarm.html

(3) 縦覧場所

① 関係自治体庁舎での縦覧（別紙 5 参照）

関係自治体庁舎の 1 箇所において縦覧を行った。

・鱒ヶ沢町役場 政策推進課

青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2

② インターネットの利用による縦覧（別紙 3 参照）

インターネットの利用により縦覧を行った。

・株式会社 石油輸送リース森山のウェブサイト

<http://www.moriyama-d.jp/publics/index/19>

(4) 縦覧期間

① 関係自治体庁舎での縦覧

縦覧期間：平成 29 年 3 月 1 日（水）から平成 29 年 3 月 31 日（金）まで

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土・日・祝日を除く）

② インターネットの利用による縦覧

縦覧期間：平成 29 年 3 月 1 日（水）から平成 29 年 3 月 31 日（金）まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）

縦覧場所における縦覧者数は 1 件であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った（別紙 1～4 参照）。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

開催日時	開催場所	来場者数
平成 29 年 3 月 18 日（土） 午後 3 時～午後 4 時 30 分	鱒ヶ沢町 中央公民館 （青森県西津軽郡鱒ヶ沢町 大字本町 209 番地 2）	25 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 29 年 3 月 1 日（水）から平成 29 年 4 月 14 日（金）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 6 参照）。

- ・縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ・株式会社 石油輸送リース森山への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 2 通であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要 と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、意見書の提出により述べられた環境保全の見地からの意見は9件であった。また、環境保全の見地以外からの意見は1件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びに意見に対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見は、原文のまま記載した。

1. 動物

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配慮書段階でコウモリ類の専門家にヒアリングを行い、予測評価においてもバットストライクの可能性を示唆しており、誠実な環境影響評価が行われていると評価する。 2. 方法書段階においてもコウモリ類の専門家にヒアリングを行っており、適切な調査方法が指摘され、調査方法も2地点での調査が計画されたことも評価される。 3. 高所音声調査の各季の調査期間が3週間と短いため、いずれかの録音機に欠測が起こったら、その分すべてを延長すること、本来は常時録音を行い、そこから一定期間を抽出する考えもある。 4. 高所音声調査の時期は確実なコウモリの活動期（5-9月）に行うこと。 5. 捕獲されたコウモリ類の音声（放獣時）をフルスペクトラム方式で記録すること。 <p>以上。</p>	<p>調査期間、調査時期、放獣時の記録については、頂いたご意見も参考に、専門家の指導・助言を仰ぎながら調査を行います。</p>
2	<p>■P279 コウモリ類定点調査（高所バットディテクター調査）について 調査期間が「3季(春季、夏季、秋季)各季1回の計3回、1回につき3週間連続」、つまり計63日間調査するということだが、コウモリの活動期間のうち17%程度のデータでバットストライクの予測ができるのか？</p>	<p>調査期間については、専門家からの指導・助言を踏まえ、渡りの時期（春と秋）と繁殖期（夏）で、可能な限り長期間調査を行う計画としており、予測に必要なデータは取得可能と考えております。</p>
3	<p>■コウモリの音声録音について 捕獲によって錯乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきではない(捕獲調査日の録音データは使用しないこと)。</p>	<p>頂いたご意見も参考にし、専門家の指導・助言を仰ぎながら調査を行います。</p>
4	<p>■コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析(ソナグラム)による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。凶鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的異変や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラムの型)に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきではないのか。</p>	<p>コウモリ類の音声による種の同定については、専門家の指導・助言を仰ぎながら可能な限り種レベルまでの同定に努めますが、同定が困難な場合においては、特定の周波数領域でまとめたグループとして整理します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖率は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。</p> <p>コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。一方で『ライトアップをしないこと』はバットストライクを低減する効果は科学的に確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。</p> <p>『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは「発電所アセス省令」に違反するのではないか。</p>	<p>風力発電機のカットイン風速の設定や低風速時のフェザリングがコウモリ類の保全対策に有効であると言われていたことは認識しております。</p> <p>環境保全措置については、今後の現地調査結果や予測評価結果を踏まえ、専門家の指導・助言を仰ぎながら事業計画の中で実行可能な環境保全措置を検討いたします。</p> <p>なお、保全措置としてライトアップをしないとの記述は方法書の中ではありません。</p>
6	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのか？既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと、『カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすること』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「十分実施可能な」、コウモリ類への保全措置であろう。ならば事業者はコウモリ類について、環境保全措置、つまり「カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすること」を「事後調査の後」まで先延ばしせず、即実施すべきではないのか？</p> <p>なお「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。</p>	
7	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者はコウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？</p> <p>なお「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので保全措置は実施しない」といった回答をするかもしれないが、仮に「国内の事例数」が少なくても「保全措置は実施可能」である。</p>	
8	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「ライトアップをしない」ことが「コウモリ類の保全措置として有効ではないこと」を認識しているのか？ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。昆虫類はライトだけではなくナセルが発する熱にも誘引される。</p> <p>仮に「ライトアップをしないこと」をコウモリの保全措置としてあげるならば、「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減した」という事例があるのかを述べよ。</p>	

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>■コウモリ類の保全措置、供用後のモニタリングの実施方法について</p> <p>コウモリは通常、強風では飛ばないため、コウモリの保全措置として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが行われている。清明な事業者ならば、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを理解しているはずだ。</p> <p>現地調査によりコウモリ類への影響が予測された場合、事業者は適切な保全措置をする必要があるが、そのためには適切なカットイン風速を求める事前調査が必要だ。なぜなら適切なカットイン風速値は事業地により異なり、一律ではないからだ。この調査は専門性が高く、鳥類や大型哺乳類など他の分野の専門家ではアドバイスできないだろう。「専門外の素人」に貴重な時間をかけるよりも、コウモリの保全措置について十分な知識のある「コウモリ類の専門家」に、調査手法や時期など適切であるか、きちんとヒアリングを行うべきではないのか。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>風力発電機のカットイン風速の設定や低風速時のフェザリングがコウモリ類の保全対策に有効であると言われていることは認識しております。</p> <p>環境保全措置については、今後の現地調査結果や予測評価結果を踏まえ、専門家の指導・助言を仰ぎながら事業計画の中で実行可能な環境保全措置を検討いたします。</p> <p>コウモリの出現状況と風速との関係等の解析、具体的な調査方法については、今後必要に応じて専門家へのヒアリングを行います。</p>

2. その他（環境の保全の見地以外からの意見）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>■意見書の提出方法について わざわざ意見を述べるのに、郵送すると費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは金銭的・時間的な負担がかかり大変迷惑だ。なぜ御社は、他の事業者のようにEメールや専用フォームで意見を受け付けないのか？専用フォームならウィルスの心配も少ないだろう。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>意見書の提出方法については、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（平成27年7月経済産業省）に「原則、郵送又は意見箱への投函とするが、ウェブフォームへの書き込み又はファクシミリでの送付も考えられる。」と記載されているため、郵送又は意見箱への投函による方法とさせて頂きました。</p> <p>今後はFAXでの受付も検討します。</p>

2017年(平成29年)3月1日(水曜日)

青森

青森

青森

青森

33 △ 地域 青森 13 版

青森



青森支局
〒030-0801 青森市新町2-2-4
青森新町二丁目ビル6F
電話017-773-2121 F a x 773-2125
メール aomori@yomiuri.com

八戸支局
〒031-0081 八戸市柏崎1-10-2
八戸第一生命ビル内
電話0178-44-0530 F a x 24-2349

弘前支局
〒036-8021 弘前市和徳町85
電話0172-32-1618 F a x 32-1630

三沢通信部 0176-53-3033
Fax 51-2186

むつ通信部 0175-24-6020
Fax 24-6021

ホームページ
http://www.yomiuri.co.jp/local/

購読は **0120-4343-81**

読売会 017-774-0258

青森中央 739-8558 八戸東部 34-4799
南部 739-0043 八戸北部 28-1839
東部 741-0431 八戸西部 27-2330
西部 766-7296 三戸 23-4807
弘前中央 55-9316 十和田 23-2079
弘大前・城西 36-6549

五所川原 35-0155 三沢 53-3454
黒石 59-2477 野辺地 64-2355
田名部 28-2166 七戸 58-7660
大湊 24-3019

【広告】RABサービス017-743-8686
【折込広告】
青森読売 I S 017-741-7220
【読売旅行(青森)】017-721-0077

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)大高山風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社石油輸送リース森山
代表者の氏名 代表取締役 森山義弘
事務所の所在地 青森県青森市新田三丁目十一番一号

二、対象事業の名称 (仮称)大高山風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力最大七万六千キロワット

三、対象事業実施区域 青森県西津軽郡津軽ヶ沢町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 青森県西津軽郡津軽ヶ沢町
津軽ヶ沢町役場 政策推進課

五、縦覧の場所・時間 (土日、祝日を除く午前八時三十分から午後五時まで)

電子縦覧 <http://www.moniyama-d.jp/>
期 間 平成二十九年三月一日(水)から
平成二十九年三月三十一日(金)まで

六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、平成二十九年四月十四日(金)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
平成二十九年三月十八日(土)午後三時から午後四時三十分まで
中央公民館二階大会議室(津軽ヶ沢町大字本町二百九番地二)

八、問い合わせ先 株式会社石油輸送リース森山
〒038-0000 青森県青森市新田三丁目十一番一号
電話 〇一七(七六)一三四四 (担当)工藤

★広報広聴担当メールアドレス
→ ajkoho@town.ajigasawa.lg.jp

愛車の住所変更はお忘れなく

自動車税の納税通知書は、原則として4月1日現在での自動車登録の住所(車検証に記載されている住所)にお送りしています。引っ越しなどで住所が変わったときは、運輸支局で住所の「変更登録」を行う必要があります。

3月中に変更登録の手続きができない場合は、最寄りの地域県民局県税部までご連絡ください。



また、「青森県電子申請・届出システム」から届け出すこともできますので、詳しくは県ホームページ(<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>)をご覧ください。

関西北地域県民局 県税部 納税管理課
[☎0173-34-3141]

「(仮称)大高山風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会の開催について

(株)石油輸送リース森山による大高山地区内の風力発電所建設事業計画に伴う「環境影響評価方法書」を縦覧します。また、事業及び方法書の内容について、説明会を開催します。

- ◆縦覧場所: 鱒ヶ沢町役場 政策推進課
 - ◆縦覧期間: 3月1日(水)～3月31日(金)
 - ◆縦覧時間: 8:30～17:00(土・日・祝日を除く)
 - ◆電子縦覧: <http://www.moriyama-d.jp/>
 - ◆意見受付: 方法書の内容に対するご意見・ご質問は、住所、氏名、電話番号、内容を記載のうえ、政策推進課に備付けの意見箱もしくは下記問合せ先に郵送でご提出ください。(電話によるご意見、ご質問はお受けできませんのでご了承ください。)
 - ◆受付期間: 3月1日(水)～4月14日(金)
(郵送の場合は、当日消印有効)
 - ◆説明会: 3月18日(土) 15:00～16:30
中央公民館 2階 大会議室
- 関〒038-0001 青森市新田3丁目11番1号
(株)石油輸送リース森山(担当: 工藤)
[☎017-766-1344]

赤十字活動資金にご協力ください

～平成29年度社員増強・社資増収運動について～

日頃、赤十字活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

日本赤十字社では、災害救護活動や人命救助を目的とする救急法等講習会の実施、地域等で福祉活動を推進する赤十字奉仕団の育成や、子どもたちの“やさしさと思いやり”の心を育む青少年赤十字の育成などの多岐にわたる活動を行っており、これらは赤十字社員が納めて下さる社資(社費・寄付金)を財源に行われています。

日赤青森県支部では、平成29年2月1日より、平成29年度に実施する赤十字活動の資金確保のため、<赤十字社員増強・社資増収運動>を実施しています。

日本赤十字社が果たすべき役割と<赤十字社員増強・社資増収運動>の趣旨をご理解いただき、日赤青森県支部が行う赤十字活動の推進のため、鱒ヶ沢町民のみなさまの赤十字社員へのご加入ならびに平成29年度の社資(社費・寄付金)のご協力について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

※昨年度の歳出決算額や県支部の活動内容等については、先月毎月配布したチラシをご覧ください。

関日本赤十字社青森県支部
*組織振興課 [☎017-722-2011]
*鱒ヶ沢町分区事務局(町福祉衛生課内) ⑩140)

平成29年度自衛官募集案内

- 《予備自衛官補》
 - ◆応募資格(平成29年7月1日現在で次に該当する人)
 - *一般公募: 18歳以上34歳未満の人
 - *技能公募: 18歳以上で国家免許資格など有する人(資格により53歳未満～55歳未満の年齢上限あり)
 - ◆受付期間: 4月7日(金)まで(締切日必着)
 - ◆試験期日: 4月15日(土)
 - 《医科・歯科幹部自衛官》
 - ◆応募資格: 医師免許又は歯科医師免許を取得している人
 - ◆受付期間: 4月21日(金)まで(締切日必着)
 - ◆試験期日: 5月12日(金)
- ※詳しくは、下記までお問合せください。
関自衛隊青森地方協力本部 五所川原地域事務所
[☎0173-35-2305]

広報あじがさわ有料広告

社会福祉法人 桜美会

地域密着型 特別養護老人ホーム
地域密着型 小規模多機能型介護施設
ショートステイ

ひばり野

今年7月オープン予定 入居者・職員募集 お問い合わせ 090-1494-7901

インターネットによるお知らせ

・株式会社 石油輸送リース森山のウェブサイト

森山ディーゼル株式会社 | 自動車 | 整備 | 車検 | 修理 | 青森県青森市 |

1/2 ページ

森山ディーゼル株式会社のホームページへようこそ | 自動車 | 整備 | 車検 | 修理 | 青森県青森市 | ホリデー |



関連事業案内

修理メンテナンス

トラック特殊車両

風力発電機調整

業務提携先一覧

主要取引先一覧

採用情報

サイトマップ

トップページ > 関連事業案内

森山ディーゼルグループは、バス・トラック・特殊車両から乗用車までさまざまなお車の販売・リース・メンテナンスを行うお車のトータルサポートに努めています。

2016-09-01

「(仮称)大高山風力発電事業計画段階環境配慮書」の公告・縦覧を開始しました。

2016-09-30

「(仮称)大高山風力発電事業計画段階環境配慮書」の公告・縦覧を終了しました。

2016-11-28

「(仮称)大高山風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する経済産業大臣意見が提出されました。

2016-11-29

「(仮称)大高山風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する青森県知事意見が提出されました。

2017-03-01

「(仮称)大高山風力発電事業環境影響評価方法書」の公告・縦覧を開始しました。

- [方法書本編第1章～第4章](#)
- [方法書本編第5章～第8章、資料編](#)
- [方法書要約書](#)

※現在は、「方法書」公告・縦覧を開始しております。今後、「方法書」に係る説明会開催を3月18日(土)に予定しております。



http://www.moriyama-d.jp/

モバイル版はこちら!!

バーコードリーダーで読み取り
モバイルサイトにアクセス!

0 5 7 2 2 0

株式会社 石油輸送リース森山

石油輸送リース 森山

株式会社 石油輸送リース森山では石油タンクローリーのリース業を行っております。各種タンクローリー(小型・大型・セミトレーラ・トラクタ・カーゴクレーン車等) 約300台を取り揃え定期点検・車検整備をパッケージングしたトータルリースサービスを北海道から関東まで多くのお客様にご利用いただいております。又最近では、お客様から要望の多い、クレーン付トラックのリースにも対応しております。ご質問等ありましたらお気軽にお問い合わせください。また、再生可能エネルギーの普及に貢献する風力発電事業にも取り組んでおります。

- 住 所
青森県青森市新田3丁目11-1
- 電 話
TEL.017-766-1344(転送) FAX.017-766-6629(転送)
- 営業時間
8:30-17:30
- 定休日
第2土曜日、日曜日、祝・祭日



森山ディーゼル株式会社
【本社】
 青森市新田3丁目11番1号
 TEL.017-766-1344
 FAX.017-766-6629
【第二工場】
 青森市大字油川字岡田124-5
 TEL.017-766-1344
 FAX.017-766-6629
【仙台工場】
 宮城県多賀城市栄3丁目2-1
 TEL. 022-352-9866
 FAX. 022-352-9877

ホリデー車検
【青森西】
 TEL.017-766-9011
 FAX.017-766-6629
【合補】
 TEL.017-765-5090
 FAX.017-765-5091

(仮称)大高山風力発電事業(環境影響評価手続状況) - 青森県庁ホームページ

1/2 ページ

新着情報

カスタム検索



くらし

しごと

県外の方

ホーム > 生活・環境 > 環境・エコ > (仮称)大高山風力発電事業(環境影響評価手続状況)

画面表示等の変更

(仮称)大高山風力発電事業(環境影響評価手続状況)

更新日付:2017年3月2日 環境保全課

事業名	(仮称)大高山風力発電事業
事業者	株式会社石油輸送リース森山
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力:最大76,000 kW
対象事業実施区域	青森県西津軽郡鯉ヶ沢町
関係地域	青森県西津軽郡鯉ヶ沢町
配慮書 公告 縦覧 審査会意見 知事意見	平成28年8月26日 平成28年9月1日～9月30日 平成28年11月11日 (内容はこちらです) 平成28年11月29日 (内容はこちらです)
方法書 公告 縦覧 説明会の開催 住民等意見の概要 審査会意見 知事意見	内容については 事業者ウェブサイト を御覧ください。 平成29年3月1日 平成29年3月1日～31日 平成29年3月18日 15時00分～16時30分 鯉ヶ沢町役場中央公民館
準備書 公告 縦覧 説明会の開催 住民等意見の概要 審査会意見 知事意見	
評価書 公告・縦覧	
事後調査等報告書 提出 公告・縦覧	

関連タグ

- ・くらし
- ・環境・エコ

この記事についてのお問い合わせ

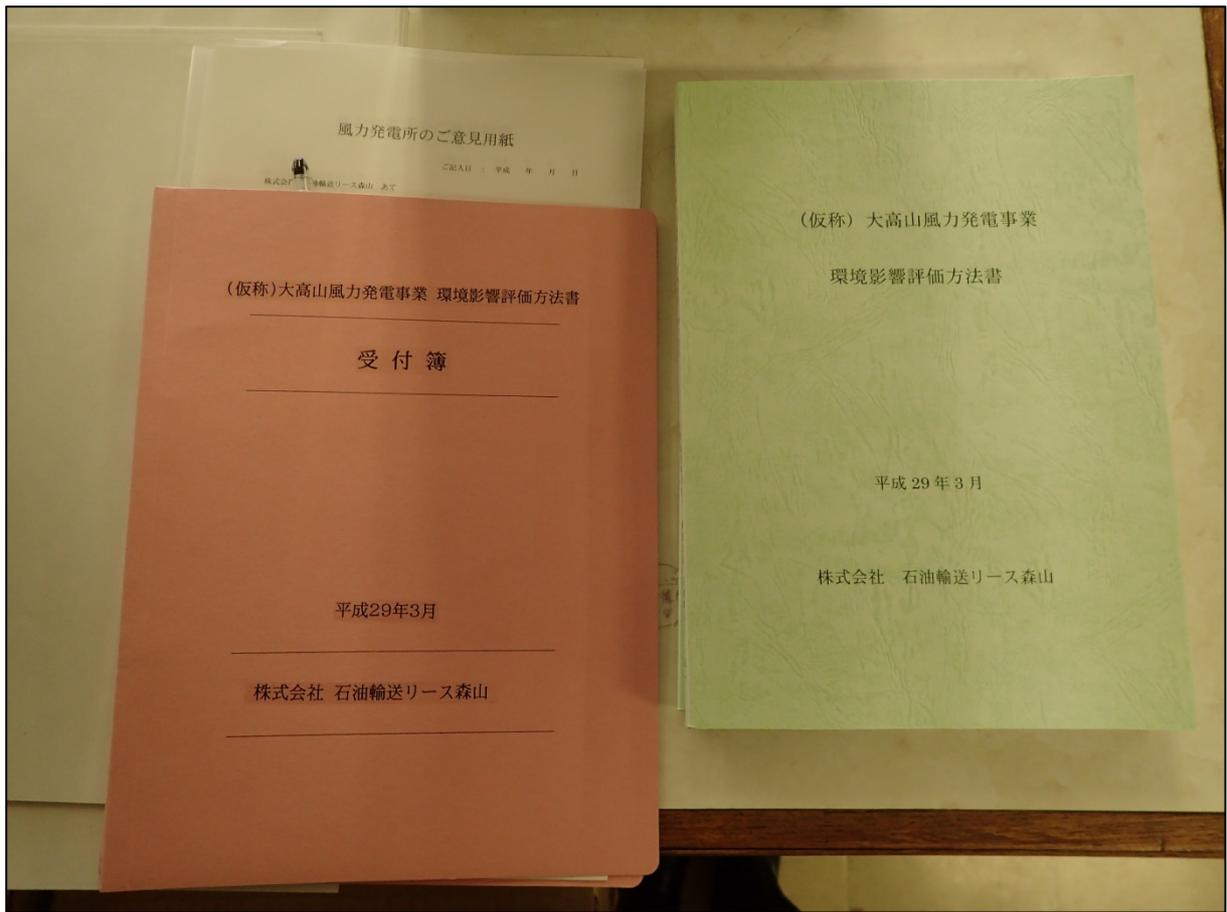
環境保全課 水・大気環境グループ
電話:017-734-9242 FAX:017-734-8081

お問い合わせ

このページを印刷する

関係自治体庁舎での縦覧

・鱒ヶ沢町役場 政策推進課



風力発電所のご意見用紙

ご記入日 : 平成 年 月 日

株式会社 石油輸送リース森山 あて

TEL : 017-766-1344

FAX : 017-766-6629

お手元の「(仮称)大高山風力発電事業 環境影響評価方法書」につきまして、ご意見、ご要望、ご提案などをお書き下さい。

ご住所	〒		
お名前		お電話番号	